シグマ光機行動規範

1. 健全な企業活動

(1) 企業倫理・法令遵守の徹底

私たちは、公平公正かつ透明性の高い企業活動を行う企業風土の醸成を通じて、国際ルール、関係法令、社会倫理、社内諸規則、その他のルールを遵守するように役職員に徹底し、お客様、株主、取引先、役職員とそのご家族、そして全てのステークホルダーに信頼される企業を目指します。

(2) 自由な競争と公正な取引の徹底

私たちは、自由な競争を阻害する不正・不当な行為又はその疑いを招く行為を排除し、 自由な競争原理に基づく公正な競争・取引を行うよう努めます。

また、お客様や取引先に対して、製品・素材・技術・品質・サービス等に関する正確な情報を提供することを徹底いたします。

(3) 優越的な地位の濫用の禁止

私たちは、取引先に対して契約等をベースに適正な取引を行い、購入者や委託者という取引上の優越的な地位を濫用して、特定の条件や不利益を強いる等の不公正な行為や個人的利益の追求を行いません。

また、取引先に対しても、法令遵守、社会倫理、品質安全、人権尊重、労働環境、安全衛生、環境保全、情報セキュリティ等に対する適切な取り組みを啓発していきます。

(4) 汚職・賄賂、不適当な接待・贈答などの禁止

私たちは、政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、違法な贈賄や政治献金を行わないよう関連法令を遵守いたします。

また、お客様や取引先等との接待・贈答にあたっては、社会常識を常に意識して、不正・不公正な利益や便宜の授受等のステークホルダーから誤解を受けるような行為は行いません。

(5) 反社会的勢力等の拒絶

私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、取引関係を 含め一切の関係を持たないことを徹底いたします。

また、不当な要求等に対しては断固たる姿勢で拒絶する方針を掲げ、担当部門、専門家、行政機関等と連携して組織的に対応いたします。

(6) 知的財産の保護と活用

私たちは、会社の知的財産に係る権利の適正な確保・維持・活用に努めます。

なお、製品・サービスの開発・生産・販売・提供等を行う場合は、事前に十分な調査 を行い、第三者の知的財産権を侵害いたしません。

また、第三者から知的財産に関わる情報を入手するにあたっては、適法かつ公正な手段で行います。

(7) 適切な輸出入管理

私たちは、国際的な平和や安全を維持するために、製品や部品等の輸出や、技術情報やソフトウェア等の海外への提供等の国際取引については、国際合意等に基づく輸出に関する法令や会社規則に従い監督官庁等の必要な手続きを行います。

また、人権侵害問題を引き起こしている武装勢力等の資金源を断つことを目的として、 いわゆる「紛争鉱物」及びそれらから派生する金属を使用した材料、製品等を購入し ない方針を掲げ、取引先にもその旨を要請いたします。

(8) 会社資産の適正な管理

私たちは、会社資産(製品、部品、材料、備品、設備、個人情報を含む業務情報等の有形・無形の資産)について、所定のルールに従って適正に管理いたします。また、役職員は、会社資産を業務のためのみに使用し、在職中のみならず退職後も自己又は第三者のために私的に使用しないことを徹底いたします。

なお、特に業務情報については、紛失・漏えい・改ざん等が起こらないように、機密 情報として取り扱い、レベルに応じて適切に管理いたします。また、これらの業務情 報の取得に当たっては適法かつ公正な手段によって取得いたします。

(9) インサイダー取引の禁止

私たちは、業務の過程又はその結果として知り得たシグマ光機グループ又は他社のインサイダー情報を、業務上必要と認められる者以外に口外いたしません。

また、インサイダー情報を入手した場合には、当該情報に関わる企業の株式等の売買 その他の取引を一切行いません。

(10) 社内通報制度の整備

私たちは、企業活動や役職員の業務の遂行あるいはその他の行為が、関係法令、社会倫理、社内諸規則、その他のルールに違反している(もしくは違反のおそれがある)と認知した場合、速やかにその内容を会社に報告することを目的として、通常の指揮命令系統とは異なる社内通報制度を構築し、維持いたします。

2. 人権の尊重

(1) 人権の尊重と公正な処遇

私たちは、人権の保護に関する国際的なルールを遵守し、基本的人権及び人間の尊厳の尊重に基づき、宗教、国籍、性別、身体的特徴、年齢等を理由とした不当な差別や強制的労働、児童労働等を行わないことを徹底し、取引先にもその旨を要請いたします。

また、役職員のさまざまな思想、価値観、特徴を相互に認め合い、差別やハラスメントのない健全で個性を発揮できる職場環境を協力して構築いたします。

(2) 安全で働きやすい職場環境の提供

私たちは、労働関連及び安全衛生関連の法令、ルール、社内諸規則等を遵守し、必要な安全・衛生対策を講じて、役職員が安全に働ける健全で快適な職場環境を提供いたします。過重労働の排除の推進や定期的な健康診断、ストレスチェックを実施することで、心と体の健康状態を把握し、役職員の健康障害の予防と早期発見に努めます。また、役職員の技能・知識取得等の能力向上を積極的に支援し、働きがいのある職場環境づくりに努め、共に成長いたします。

3. 自然環境の保全

(1) 気候変動課題の解決への取り組み

気候変動課題は、地球上のいのちや暮らしを脅かす、持続可能な社会の実現のために 克服すべき重要課題であることを認識し、シグマ光機グループにおける環境活動のベ ースとして位置づけ、気候変動課題の解決に継続的に取り組みます。

(2) 地球環境の保全への取り組み

私たちは、同じ地球の上で生き、一つの社会を構成する一員として、地球環境の保全活動を重要な企業活動の一つと位置付けており、持続可能な社会の実現のために役職員の一人ひとりが責任を持って環境保全活動に取り組みます。

(3) 環境マネジメントシステムに基づく継続的改善

私たちは、環境マネジメントシステムを構築し、全ての企業活動における環境に対する影響を把握するとともに、汚染の予防やエネルギー及び資源の有効利用についてPDCAサイクルに基づく継続的な改善を行います。

(4) 環境に配慮した製品・サービスの提供

私たちは、原材料の調達から、設計、開発、製造、物流、販売、サービス、使用、リサイクル、廃棄に至る企業活動の全ての段階において、環境負荷低減活動に努め、環境に配慮した製品・サービスを提供いたします。

(5) 環境に配慮した技術開発の推進

私たちは、環境関連法令・規制等の遵守はもとより、製品への含有が禁止されている、又は外部環境への排出量削減が求められている化学物質の適正な管理や廃棄物の発生抑制を推進するとともに、省エネルギー設備等の導入や環境に配慮した技術の開発に努めます。

4. 社会との調和

(1) 地域社会との共生を重視した社会貢献活動の実施

私たちは、地域社会を構成する企業市民として、地域社会の文化、慣習、伝統等を尊重し、地域社会とともに文化的・経済的に発展していくことを重視した地域密着型の社会貢献活動の実施に努めます。

(2) お客様への供給責任を果たす事業継続の推進

私たちは、光産業をものづくりで支える企業として、お客様や社会に与える影響に十分に配慮し、事業継続を困難とする重大リスク発生時にも人の生命と安全の確保を最優先としつつ、当社製品の供給を継続的に行うための体制を早期に構築し、お客様や社会との信頼関係の構築に努めます。

(3) 双方向のコミュニケーションによる社会との相互理解

私たちは、シグマ光機グループをより多くの人に認知してもらい、社会やステークホルダーとの相互理解を深めるため、全社を挙げて積極的に誠実かつ透明性の高いコミュニケーションを図ります。

また、企業の説明責任を果たすため、適切な財務処理により財務報告の信頼性を高めるとともに、企業情報の適時・適切かつ公正な開示を行います。

以上

※なお、本行動規範は社会情勢の変化や法令改正等に伴い適宜適切に改訂いたします。

初版: 2015年4月1日 改訂1: 2015年9月28日 改訂2: 2022年7月1日 改訂3: 2024年7月25日